

## 第5 結論

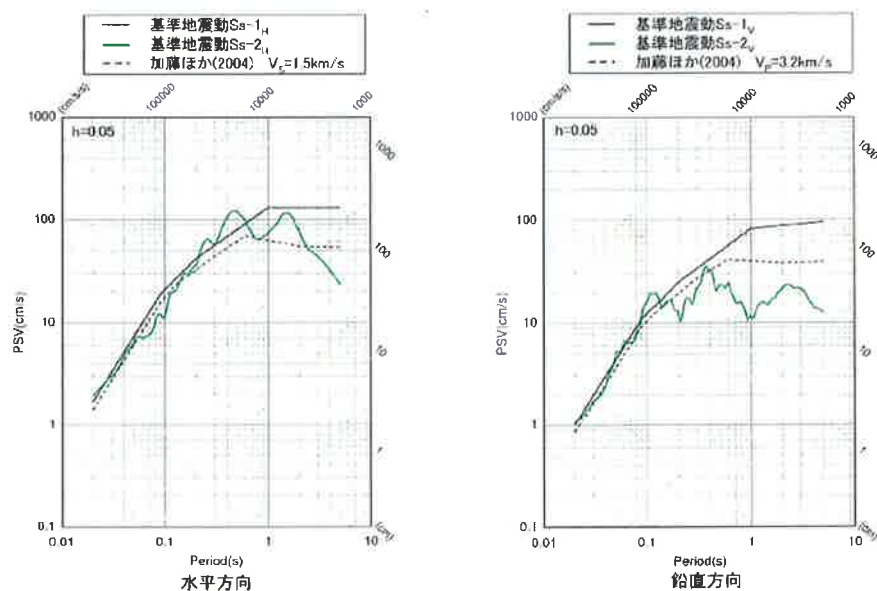
債務者の基準地震動は、次のとおりとされている。

### 6.3 基準地震動の応答スペクトル

#### 震源を特定せず策定する地震動による基準地震動 $S_s$ の策定

- 基準地震動 $S_s-1$ に加え、「震源を特定せず策定する地震動」として、2004年北海道留萌支庁南部地震におけるK-NET港町観測点の解放基盤波に当社独自の検討から余裕を持たせた地震動を、基準地震動 $S_s-2$ として追加。

⇒下図中緑線



169

基準地震動が 620 ガルとされているのは、留萌支庁南部地震による「震源を特定せず策定する地震動」からであるが、しかし、これでは不十分なことは既に述べた。

ただ、上図からすると、基準地震動を留萌支庁南部地震のはぎ取り波の応答スペクトルが、0.2 秒～ 0.6 秒の周期で大幅に超えている。

留萌支庁南部地震に耐えられれば良いというわけにいかないことは述べたとおりであるが、 $S_s$  が、留萌支庁南部地震より短周期でさらに小さくなっていることは指摘されなければならない。

結局、債務者の想定する基準地震動は、全く不十分である。

第1に、震源を特定して策定する地震動については、基準地震動は、基本的に平均像に

基づくものであって、この手法では、入倉孝次郎氏が認めるとおり、いくらでも基準地震動を超える地震は発生する。

第2に、震源を特定せず策定する地震動については、JNESの作業に照らして、またMw5.7に過ぎない留萌支庁南部地震の知見に照らして、債務者の想定はあまりにも過小に過ぎる。

債務者の想定する基準地震動は極めて過小であり、発生する可能性のある地震動は、想定は何倍、もしくは桁違いに大きな値にも達する。

このような深刻な危険をかかえた川内原発の稼働を許すことは絶対にできない。

## 第5章 保全の必要性

### 第1 川内原発から250km圏内に居住する債権者らは、川内原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があること

#### 1 被保全権利である人格権は全ての法分野において最高の価値を有すること

大飯原発の差し止めを認容した福井地裁判決(甲10)は、運転差し止めの根拠となる個人的人格権(憲法13条、25条)の重要性について、「生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、全ての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針」であり、「人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見いだすことはできない。」と明言した。

ここで福井地裁判決が述べた人格権の位置づけ、すなわち、「公法、私法を問わず、全ての法分野において、最高の価値を持つ」ものであって、「人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見いだすことはできない。」ということは、われわれ債権者らにも、当然、等しく妥当するものである。

#### 2 原発事故のように侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有する時はその差し止めの要請が強く働くこと

次いで、福井地裁判決は、「この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差し止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できることになる」が、「人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有すとき、その差し止めの要請が強く働くのは理の当然である。」と判示した(甲10・38頁)。

そして、福井地裁判決は、原発事故による人格権侵害が広範囲に及ぶことについて

て、「福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている(・・・)。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遙かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに、原子力委員会委員長が福島第一原発事故から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したのであって、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる」(甲10・38～39頁)と述べ、ウクライナ、ベラルーシで今もなお避難が続いているという事実は、放射性物質のもたらす健康被害についての楽観的見方や、避難区域は最小限のもので足りるという見解の正当性に疑問を投げかけ、250キロメートルは、緊急時に想定された数字だが、過大と判断することはできないと判示して、大飯原発から250km圏内に居住する者は、大飯原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があるから、これらの原告らの請求を認容すべきであるとした(甲10・39頁、67頁)。

### 3 債権者らは川内原発から250km圏内に居住する者であり、川内原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があること

債権者らも、「公法、私法を問わず、全ての法分野において、最高の価値を持つ」人格権をひとしく有する以上、上記2でみた、原発事故のように侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有する時にはその差止めの要請が強く働くことも全く同様であり、川内原発から250km圏内に居住する債権者らは、川内原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があるというべきである。

## 第2 放射線被ばくの人体影響

### 1 放射線被ばくによって生じる放射線障害の分類

放射線被ばくによって生じる放射線障害には、まず、身体的障害と遺伝的障害に分けられ、身体的障害は、さらに急性障害と晩発性障害に分けられる。

身体的障害というのは、放射線を被ばくした個体に現れる障害であり、そのうち、急性障害は、被ばく後短期間で現れるものであるのに対し、晩発性障害は、被ばく後長期間を経てから現れるものである。

他方、遺伝的障害は、生殖細胞で起こるもので、被ばくした個体ではなく、その子孫に現れる障害である。

## 2 急性障害

人体に現れる急性障害には、

- ① けいれん、運動失調など神経系の障害、
- ② 骨髄の新生能喪失、白血球減少などの造血系の障害、
- ③ 食欲不振、消化不良、下痢、腸内出血など消化器系の障害、
- ④ 脱毛、皮膚はく離、水疱、皮膚炎、紅紫斑、色素沈着など皮膚の障害、
- ⑤ 結膜や鼻腔粘膜などの粘膜の炎症、
- ⑥ 血管内膜損傷とそれによる内出血など循環系の障害、
- ⑦ 放射線肺炎などの呼吸器系の障害
- ⑧ 排卵異常、流産、精子減少など生殖器系の障害、

などがある。

## 3 晩発性障害

晩発性障害には、慢性白血球減少症、免疫低下、白血病、様々な悪性ガン(腫瘍)、白内障、寿命短縮などがある。これらの障害は、いずれも深刻である。

## 4 遺伝的障害

遺伝的障害は生殖細胞で起こった遺伝学的障害によるもので、子孫に遺伝される。様々な遺伝子突然変異や染色体異常が起こり、哺乳動物では、胎内致死(流産、死産)、幼児期致死、異常形態(いわゆる奇形)、機能障害、不妊、精神発達障害など重大な結果をもたらす突然変異や染色体異常から、生命や健康には直接影響しない、形や色、大きさの突然変異まで、実に様々である。

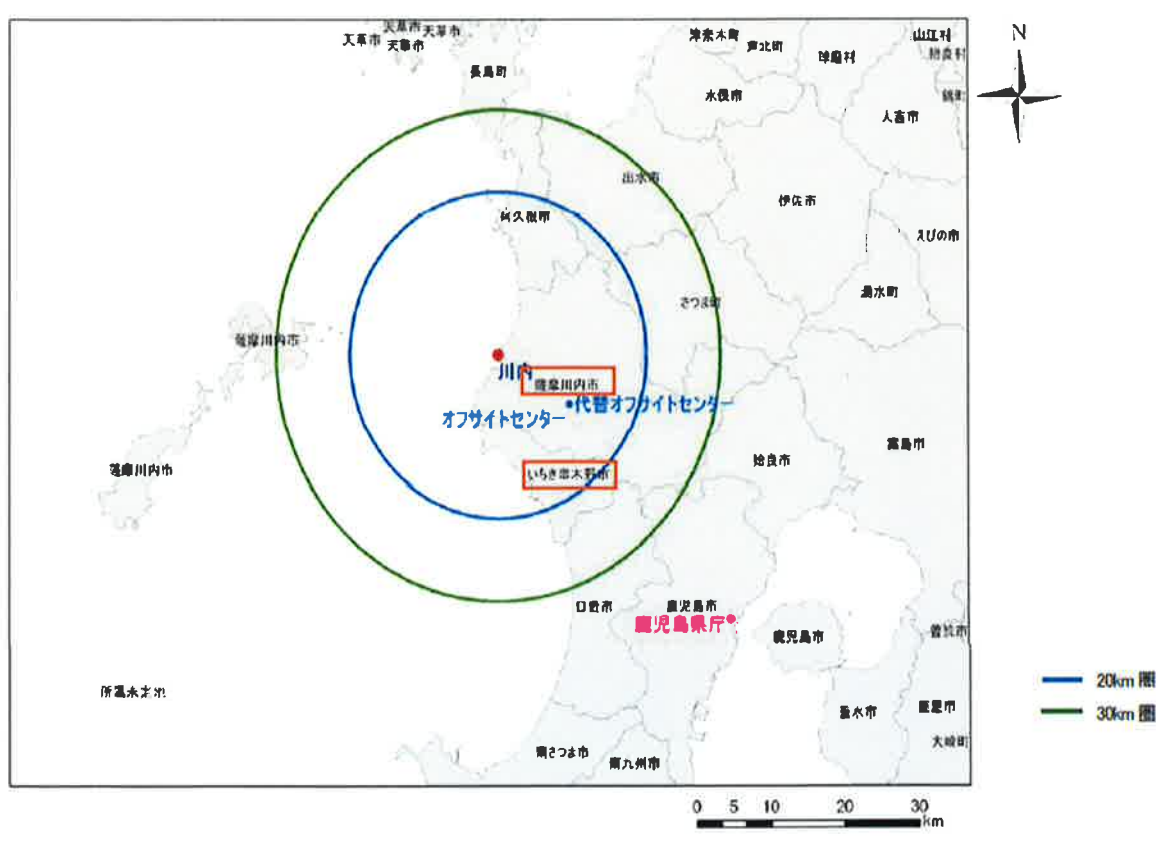
## 5 小括

以上のように、川内原発稼働中に事故が起こり、被ばくしてしまえば、債権者らをはじめとする川内原発周辺の人々の身体には取り返しのつかない深刻な障害が残るおそれがある。

### 第3 川内原発から30km圏内に限った住民避難計画ですら全く実効性が認められないこと

#### 1 川内原発の30km圏内には21万人以上の人々が居住していること

川内原発から30km圏内に限ってみても、薩摩川内市、長島町、出水市、阿久根市、さつま町、始良市、鹿児島市、日置市、いちき串木野市の9市町村があり、そこには実に21万人以上の人々が居住している。



#### 2 現在の住民避難計画は放射性物質の広がりや方向を左右する風を全く考慮してお

らず、多数の人々が被ばくする可能性があること

仮に川内原発で大事故が発生し、このときの風が平均的風速である4.9 m/sであった場合、約100分で放射性物質が30 km圏内に到達し、拡散されることになる。

大震災時の混乱を考えれば、避難する時間的余裕など到底なく、当該地域の住民の大多数が被ばくすることになる。

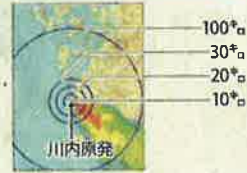
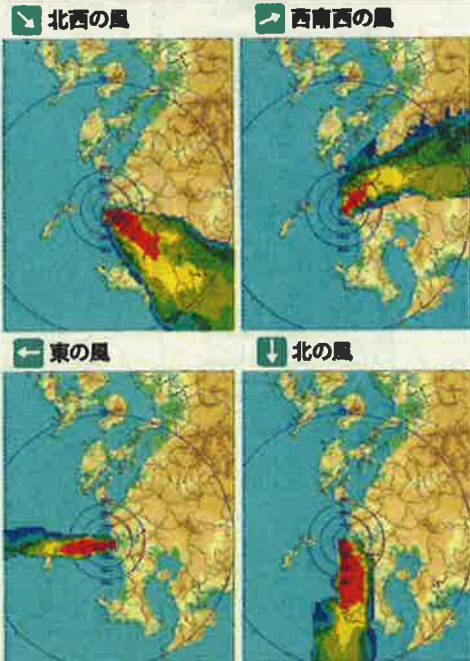
しかも、2014年(平成26年)5月28日付け南日本新聞の次頁の記事をみれば分かるように、川内原発から30 km圏内の9市町が策定した住民避難計画は、放射性物質の広がりや方向を左右する風を全く考慮しておらず、避難先は1カ所しか指定していないのである。

福井地裁判決(甲10)は、大飯原発から250 km圏内に居住する者は、大飯原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があるとして、大飯原発の差し止めを認容したが、川内原発においては、上述のように、川内原発から30 km圏内に居住する人々の避難計画すら全く出来ていない状況であり、川内原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険性は極めて高い。

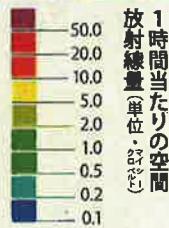
# 避難先 風下の恐れ

### 川内原発の風向ごとの放射性物質拡散試算図

(風速毎秒2m)



環境総合研究所提供



## 事故時9市町計画

九州電力川内原発1、2号機(薩摩川内市久見崎町)の重大事故を想定し、原発から30km圏の9市町が策定した住民避難計画は、放射性物質の広がり方や方向を左右する風を考慮しておらず、避難先は1カ所しか指定していない。県や当該市町は事故の状況を踏まえて対応する」としているが、住民の不安を払拭するには程遠い。

(3、25面に関連記事)

## 放射性物質拡散考慮せず

住民の不安は避難先や経路が風下に当たる恐れがあるのに、複数の避難先が確保されていないから。避難は自治会・地域単位が基本。避難先の自治体は複数であっても、自治

### 川内原発を 考える

会に割り当てられた避難所は1カ所なのが現状だ。民間シンクタンク「環境総合研究所」(東京、麗取社長)は、川内原発で東京電力福島第1原発事故と同程度の汚染があった場合の風向きに応じた拡散範囲を予測した。原子力規制委員会が2012年に公表した拡散予測は平たん地の北西の風の規制委の手

想定だったのに対し、地形を考慮したのが特徴だ。顧問の青山貞一(東京都市大学名誉教授)は「山や谷、建物があれば大気は乱れ、汚染の広がり方は大きく異なる」と説明する。今回の試算は最も多い避難者約5万6千人を75カ所で受け入れる鹿児島市へ吹く北西の風の規制委の手

### 【川内原発から半径30km圏内9市町の避難先市町】

市町名	避難先市町(30km圏外の当該市町内)
薩摩川内市	鹿兒島市、垂水市、南さつま市、霧島市、始良市、曾於市、湧水町
いちき串木野市	鹿兒島市、枕崎市、指宿市、南九州市
阿久根市	長島町、始良市、伊佐市、湧水町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町
鹿兒島市	(鹿兒島市内)
出水市	伊佐市、霧島市、熊本県水俣市、(出水市内)
日置市	南さつま市、(日置市内)
始良市	(始良市内)
さつま町	鹿兒島市、霧島市、(さつま町内)
長島町	(長島町内)

測で最遠方まで拡散するとした北の風③避難が困難な飯島への東の風④薩摩川内市街地を経て県外へ向かう西南

西の風を比較した。風速は一般的な市街地の平均毎秒2mに設定。各ケースで放射線量を色分けして地図に

九州大学応用力学研究所の竹村俊彦准教授(大気環境学)は「気象学的には、避難の方向は事故直後から2、3日

示した。1週間以内に一時移転すべき目安となる空間放射線量毎時20μSvの範囲は、北西の風なら鹿兒島市、北の風なら南さつま市沖まで届くと予測。30km圏外も避難準備を迫られる結果になった。

西親が薩摩川内市出身の研究顧問、池田こみちさん(64)は「高齢の親戚もいるが、拡散イメージが頭にあれば避難の判断に役立つのでは」と話す。

関西電力大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを命じた21日の福井地裁判決は、危険が及ぶ範囲を半径250Qとした。福島の事故直後、アメリカや韓国、オーストラリアなどは半径80km圏内の在日国民に避難を勧告している。

(雪松博明)

## 薩摩川内市 再稼働説明 審査終了1カ月後

薩摩川内市の新屋敷文危機管理区は27日、九州電力川内原発1、2号機の再稼働に関する住民説明会を、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査終了から1カ月後をめぐり、川内文化ホールで開く方針を明らかにした。

説明会は県が再稼働の判断前に関係自治体と共催する。九電が目指す今夏の再稼働は難しい見通しだが、審査終了後に開く説明会の時期が明らかになったのは初めて。

同日、市内のホテルであった市48地区「ミニ

説明会は、当初計画の薩摩川内市といちき串木野市に加え、阿久根市、さつま町、日置市でも開く。新屋敷は「薩摩川内市以外の会場にも薩摩川内市民が参加できるように望んでいる」と話した。

(梅下陽一)



#### 第4 基準地震動の見直しがなされないまま川内原発の再稼働が差し迫っていること

平成25年7月8日、九州電力は、原子力規制委員会に再稼働申請書を提出し、川内原発1・2号機の再稼働に必要な審査を申請した。そして、平成26年3月13日、原子力規制委員会は、再稼働に向け審査中の10原発のうち、九州電力川内原子力発電所の安全審査を優先的に進めることを決定した。今後、九州電力が、平成26年5月末日までに「基本方針」の申請書を、同年6月中に「工事計画」の申請書を提出し、原子力規制委員会が「審査書案」を同年7月中に出す見込みといわれている。すると、平成26年9月には川内原発は再稼働してしまうことになる。

優先審査の決定にあたり、九州電力は、基準地震動を620ガルと定め、原子力規制委員会はこれを了承している。

したがって、原子力規制委員会は、620ガルを前提として新規性基準の適合性審査を行うことが明らかであり、現に平成26年5月23日、地震に関する審査は終了している。

しかるに、前述したように、基準地震動を620ガルと定め、審査を行うことは相当でない。

すると、今後、原子力規制委員会が出す結論には相当性がなく、川内原発の安全な再稼働が確保できないことは明らかである。

地震の予測に関する技術は未だに確立したものとはいえず、大地震はいつ起こるのか不明であり、いったん再稼働がなされてしまえば、その間に大地震が発生し、原発事故が起こりうることは否定できない。

#### 第5 まとめ

原発事故がひとたび起これば、生命、身体、財産、自然環境、さらには地域社会の経済文化に与える被害が極めて甚大であることは、チェルノブイリ原発事故、福島原発事故が示すところである。

しかしながら、今般の川内原発の再稼働に向けた審査においては、本申立書で述べてきたように、耐震安全性・基準地震動一つをとっても、到底安全を担保するものとはいえ、事故発生危険性がないとは到底言えない状況である。

しかも、万が一事故が発生した場合の避難計画も十分なされていない。

したがって、かかる状況で川内原発の稼働がなされれば、債権者らの「人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分」(福井地裁判決・甲10)に対する具体的侵害のおそれがあることは明らかである。

よって、保全の必要性は存在する。

以 上